説

議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(三・完)

――立法事実と公益上の必要性

明治大学大学院ガバナンス研究科教授 木 村

(以上、

96巻十一号

最判が提起した論点 (9巻十一号及び本号) 平成二八年六月二八日最高裁判所判決(平成二五(行ヒ)第五六二号、不当利得返還等請求行為請求事件)

は

三 結 論(本号)

二 最判が提起した論点

立法の趣旨・目的を踏まえた補助金交付の許容性

二 立法者の意思の解明

(2) 立法者意思の証左

工国会審議

審議において政府見解が質される閣法(政府提案によって成立した法律)と異なり、提案理由説明を受けて直ちに可決 国会議事録によれば、地方行政委員会及び本会議のいずれにおいても、一二年改正に係る法案は、提案理由説明の 質疑はなく、全会一致で可決されている。議員立法においては、事前に各会派が協議を済ませている場合、 国会

される場合があり、本件もそのようなケースに該当する。その意味で、議員立法である場合、閣法である場合以上に、

国会審議の記録から立法趣旨の手掛かりを得ることは難しい面があることは否定しえない。

. 閣法制局説明等

れた法的見解が、 閣法である場合、 国会答弁 法律案作成過程において提案行政機関は内閣法制局の法制審査を通じ論点を詰め、それら蓄積さ (あるいは答弁のための質疑応答集) や法案成立後の施行通知 逐条解説等の素材となる。

この点について、議員立法である場合、 例えば 一二年改正の施行通知 (自治行第三一号平成一二・五・三一各都道府県知事宛事務次官通知) 閣法との事情の違いがみられる。 においては、次

と。また、政務調査費の交付を受けた議会における会派又は議員は条例の定めるところにより、 必要な経費の一部として、議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができるものとすること。 わる収入及び支出の報告書を議会の議長に提出するものとすること。(第一〇〇条関係)」 このように通知では制度の この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならないものとするこ のとおり記されている。「2 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、 議会の議員の調査研究に資するため 当該政務調査費に係

概要のみ触れられており、

制度運用の考え方や、その他補助金に係る考え方は特に触れられていない。

る。これに対し、議員立法の場合、 ることとなり、 主張の応酬等を通じた法的理論の構築や国会対応のための答弁資料作成等の立法の過程を通じ、 とができる。 質及び量について、 以上 のとおり、 すなわち、 特に前述ウーオについては、一般的な実態として、議員立法である場合、立法者意思に係 わばその過程の副産物として、立法者意思の証左となる素材 閣法である場合と差異がある傾向があり、本件においても上記のとおり同様のことを指摘するこ 閣法である場合、 これらの証左がより乏しいケースが存在している事実は否定できない。 内閣法制局による法制審査に対する応答及び各省法令協議を通じた理論 (関係文書) が充実していくこととな 有権解釈が形成され る証

(3) 判決における認定

四五

(第96巻

議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察

(二・完)

一四

本件の各判決はどのような判断を示しているだろうか。

論 説 議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(二・完)一五 四六

地

決

上記のような立法者意思の証左に対し、

研 究費の 補助については、 その使途を十分に検証することができないとの問題点も指摘されていた(甲598)。

が法制化された。その際の国会における趣旨説明では、 くことが必要不可欠であり、 ゥ 成 一二年五月、 議員立法により平成一二年改正が行われ、 地方議員の調査活動基盤 地方議会の活性化を図るためには、 の充実を図る観点から、 地方自治法一 〇〇条 議会における会派等に対 兀 その審議能力を強化して 項により 政 務調 する調 查費 查研 制

度

及び支出の報告書を議長に提出する義務が、 ある旨が説明された。そして、 五九八、六二二一)。 政務調査費の使途の透明性を確保するため、 政務調査費の交付を受けた会派又は議員に課されることとなった(甲一 地方自治法一〇〇条 五項に より、

究費等の助成を制度化する旨、

あわせて、

情報公開を促進する観点から、

その使途の透明性を確保することが重要で

高 裁 判

決

というそれまでの都道府県等の運用には、 づき法制化された政務調査費制度は、 前記アアないし効の認定事実によると、 調査研究費等を地方自治法二三二条の二に基づく補助金として会派 首長と会派の関係の対等性が損なわれるという問題点や 平成一二年改正によって、 地方自治法一〇〇条一四項 (地方自治体が調 に支給 五 項

が必要不可欠であり、 きないという問題点があったことを踏まえ、」「 査研究費等を会派に支給することのできる法的根拠自体にも疑義があった。)、 地方議員の調査活動基 |盤の充実を図る観点から、 地 方議会の活性化を図るために 議会における会派等に対する調査研 は、 補助金の使途を十分検証することがで その審議 能 力を強化

定がないにもかかわらず地方議会の会派等に助成することができるとすると、このような助成に係る収入及び支出 係る収入及び支出の報告書を議長に提出することが、政務調査費の交付を受けた会派等に義務付けられ (地方自治法一○○条一五項)、仮に、地方自治体が、地方自治法一○○条一四項に基づいてする以外にも、 日治体 :が地方議会の会派等へ交付することができると明示的に規定された政務調査費については、当該政 明示 務調査 ているのに 的

明性 報告書の提出を義務付ける規定は地方自治法上存在しないから、 が明 ないことからも裏付けられる。」 示的規定の ある助 一成のそれよりも不十分でよいことを認めていることになるが、 地方自治法は、 明示的な規定のない そのようなことはおよそ有 助 成 0 使途

論 説

議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察

一二項及び旧 三、 三、 一項は、 上、 記、 0) 調、 査、 研、 究に資するため必 要な経 費 以、 外、 の経費 に、 対す

(二・完)

六

る、

議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(二・完)一七 四八

外の経費に対する補助を禁止する趣旨でされたものであるとは認められない。」 (者によるもの /

明というテーマに対する判断基準には曖昧な面があるとともに、法律が議員立法である場合、その判断は、 うな補助を禁止すべきものとする旨の特段の検討がされていたとはうかがわれない」と判断している。ここから言え Vi ることは、立法趣旨・立法過程の判断がいかに相対的な問題であるかという点である。換言すれば、立法者意思の解 証左の中で判断せざるを得ない状況になっていることを指摘することができる。 これらの判決を比較すると、高裁判決は、一二年改正前の補助金の弊害の克服と一二年改正の密接な関連性を注視 その他補助金の黙示的禁止に結論を導いているのに対し、最判は、「同改正に係る立法過程においても、 より乏し そのよ

法者意思を解明できる合理的な証左が見いだされる場合においては、 も同様に考えるべきである。 については司法機関としても抑制的立場を採るべきであり、このことは規制行政だけでなく給付行政の分野において 段の検討がされていたとはうかがわれないと指摘した上で黙示の禁止という解釈を採らなかった点を筆者は評 ていくという態度を取らざるを得ないのではないかと考える。 このような状況の下で、最判が、 立法者意思の解明が容易でないケースにおいては文理解釈を基礎とし、黙示の立法者意思を解釈として導くこと また、 法解釈の態度においても、 同改正に係る立法過程においても、その他補助金を禁止すべきものとする旨 文理解釈を中心とし、 補完的に立法者意思を法的判断の基礎として用 立法の歴史的背景を踏まえて立

要であろうか。第一に、

立法的措置としては、

本件の場合、

その他補助金が黙示的に禁止されているか否か判然とし

が必必

次に、このような立法者意思の解明が困難な事態が生じることを将来的に解消していくためにどのような取組

ないというような事態を避けるため、例えば、法一○○条に別途の項を設け、「議長は、 の使途の透明性の確保に努めるものとする。」というようなその他補助金の存在を想定する立法措置を講ずることも つの方法である。また、国会付帯決議により立法者の意思として「その他補助金の存在は想定している」旨の証左 その他補助金についてもそ

第二に、行政的措置としては、法律による行政の原理に即しつつ、 法の施行通知において、立法趣旨としてその他

を示すという方法も考えられる。

補助金の当否について明記することも考えられる。 らず立法又は行政過程においても技術的深化が求められると考える。 いずれにしても、 立法者意思の解明については、 解釈過程のみな

公益上の必要性

点となった。ここで法二三二条の二を巡る適法性の判断基準が問題となる。同条を巡る判断として判例の蓄積もみら れるところであるが、補助金の適法性を巡る明確な判断基準が定立されているのかという点を考察する 次に本件においては、 会派運営費について法二三二条の二に照らして公益上の必要性が認められるかという点が争

最判を踏まえ、差戻審判決において会派運営費の適法性について判断が示されたところであるが、

差戻審判決

判決の結論を支持する。

たが、Y府自体が平成二〇年に要綱を見直し、「会派の必要性と公益性、 Y府の要綱では、 会派運営費として、会派の人件費、 事務費、 慶弔費、 役割と補助金による支援の必要性を確認し 会議費の四種類を対象経費として

筆者は、

助することに公益上の必要があるとした府の判断に裁量権の逸脱があると判断しており、 た上で、時代にあった見直しが必要」という趣旨に基づき、慶弔等経費を廃止している。その意味で本件判決は、 (||類|)の指摘どおり、 平成一四~一八年度の支出を巡る後始末の位置づけとなる。差戻審は、その中で、慶弔費を補 その結論は妥当と考えられ

議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(二・完)一八

説

第十二号 四 九

(第96巻

Ŧi.

しかし、 当該部分において公益性を巡る明確なメルクマールを示しているかという疑問は残る。 判旨において「会派の私的な行為としての性格が強く、 公益性があるということはできない」としてい 慶事の祝い

香典に充てる補助金はなぜ、会派の人件費や事務費と区別され、公益性を欠いているのだろうか

派の儀礼的な行為自体に公益性があるということは、もとよりできない。」という判断を示している。 の参加に要する経費及び会議費とは、その性質を明らかに異にするものであり、会派の運営に通常必要な経費である を論拠として挙げている。また、第一審判決は、「上記のような慶弔費は、人件費、事務費、会派としての行催事へ い金を出す、 この点について差戻審は、 餞別を渡す、弔事に香典を出すなどの行為は、会派の私的な行為としての性格が強く、 ①会派の私的な行為であること及び②儀礼的行為に名を借りた選挙運動につながる弊害 上記のような会派の活動との関連 このような会

る弊害 が残る。 内意思形成に向けた活動と会派の自己完結的な行為(会派と交際のある者と会派との紐帯を強化する行為)とを峻別 的な行為)に区分し、 な役割を果たす」ことを前提とし、会派の行為 当該判決は、「会派が府民の多様な意見や要望等を集約し、 前者にのみ公益性を認めるという論理が法一〇〇条の公益性の判断基準として通用性を持つかということに疑問 に結び付くという問題は存在するが、会派の完結的な行為について一律に公益性を否定し得るかという点に 会派運営費がこのような自己完結的な行為に充てられた場合、「儀礼的行為に名を借りた選挙運動につなが 前者に対してのみ補助金の公益性を認める論理であるように理解される。 (活動) を性質上区分している。すなわち、 調整を図りながら議会の意思形成をしていくのに重要 議会内の意思形成、、、、、 しかしながら、 (会派 議会 の私

ついては議論の余地があるように考えられる。

実務的経費であり、議会機能の遂行に関連性が強い経費)と、習俗的・地縁的経費(習俗性を帯びた行為に係る経費や地縁 礎にメルクマールを設定する(前者のみに公益性を認める)ことができなかったであろうか。このような議会会派に 対する補助金に係る公益性の問題については、今後さらに検討を要するものと考える。 血縁関係と密接に結び付いた儀礼的贈答としての経費)とに区分し、公金充当使途としての社会的許容に係る通念を基 会派活動に係る経費をあらためて体系的に整理し、例えば、議会機能遂行経費(人件費・会議費等

一 適法・違法の判断基準

1) 行 段 裁

政務活動費である。例えば、川崎市では、市の補助費全体五〇四億四千万円のうち、政務活動費は三億一千七百万円 い。自治体においては、法二三二条の二に基づき、寄付又は補助(等」という)の交付を幅広く行っており、その一部が 次に、このような問題を念頭に置きつつ、法二三二条の二が定める補助金の公益性判断全体について考えてみた

に上り、構成比で約○・六パーセントとなっている。

「公益上必要かどうかを一応認定するのは長及び議会であるが、公益上必要があるかどうかの認定は全くの自由裁量 場合」の認定については、行政実例(昭和二八年六月二九日自治省行政課長回答)により、下記のとおりとされている。 行為ではないから、客観的にも公益上必要であると認められなければならない。」 そしてこのような考え方を踏ま そこで、補助等に係る公益上の必要についてどのような考え方が採られてきたのであろうか。「公益上必要がある

に適合する範囲内における県知事及び市町村長の裁量に委ねられているものというべきところ、 本件補助金交付の要件は極めて緩かであつて、その具体的な決定は、基本となる水田利用再編の政策目的 本件促進事業の末端

え、昭和六〇年三月二五日浦和地裁判決は次のとおり判断を示している。

説

(第96巻

て話し合うための会合を開催した場合に、これに要する費用 の実施主体が、 右政策目的について県若しくは市町村の担当吏員から説明を受け、又は、 (その内容は、 食糧費、 印刷製本費、 具体的な実施方策等につい

交付したことは、その裁量権の範囲内の処分であつて、適法というべきである。」 話し合いがなされた旨の事実を認定し、所要の手続が履践されたとして本件各集落の代表者らに対し、 うとすると、前説示の事実関係の下で、被告が、町長として、本件各集落において転換水田団地化促進事業のため 逸脱しないものというべきであり、また、前説示の本件補助金交付手続は一応適正なものと評することができる。 補助をなすということは、 右の基本たる政策目的に直結するかは別として、少なくともこれに適合する範囲を 本件補助金を

によって判断することが判例の基本的態度となっている。 本判決は下級審であるが、このように法二三二条の二に基づく補助等の交付の適否は、 行政裁量の濫用逸脱 0

(2) 行政裁量逸脱の判断要素

るのは、 づかない場合がある)に基づく政策判断としての支出行為であり、 量審査の基準として、ア事実誤認、 それでは、 上記のうちイに該当する場合が多いと考えられる。 工考慮要素等の判断過程の妥当性等が挙げられる。 (11) 同条に基づく行政裁量に対しどのような観点から司法統制が行われてきただろうか。 イ目的違反・動機違反、ウー 同条の場合、 般原則 実際に行政裁量の濫用・逸脱が問われることとな (信義則、 予算措置 平等原則、 (条例に基づく場合と条例に基 比例原則、 行政裁量に 基本的 係る裁

ある場合」の解釈として、対象となる補助金の支出が目的違反 この点に留意しつつ、下級審も含め同条を巡る過去の判例をみてみると ([表―2] 参照)、 ・動機違反であるか否か判断される際に、 同条の「公益上必要が 次の三つの

① 補助事業者の性格・運営形態の公益性

判断要素があると考えられる。

図分 判決期日等 事 件 名	【表一	-2」判例一覧	公宮机上必要	かある場合」	(法232条)	1)2)
(最判昭和 53 年	区分	判決期日等	事 件 名			
るから、特定の補助金の支出が「公益上の必要」よるものとい、得ないか否かの判定は、 は、後でで本件で問題になっているような政治的団体に対す。 補助金支出の適面否を判定するにあたつない。 野政治的団体の目的、構成員、特部、資産、財政、 動が状況、他の団体との関係、特に過去における公活動の実験、公益活動一、同団体の金が治活的会で、 が表した上で、当該補助金が治活的会で、 活動を実等を検討した上で、当該補助金が治活的会で、 に流れるおそれがないか等の利害得失を比較総合で、 判断するのが相当であると解する。 陣屋の村」補助 金住民訴訟 (平成 10 年 (行う) 7号) アラース 「中成 10 年 (行う) 7号) 「中成 10 年 (行う) 7号) 「中域 10 年 (行う) 7号 「中域 10 年 (行うの 10 円 (対域 10 年 (対域 10	A	51 年 4 月 28 日 (最判昭和 53 年 8 月 29 日) (昭和 45 年 (行 コ) 14 号) (判 例 時 報 840	る補助金支出に 係る損害賠償請	全面的に違法とのような団体に 規定としては、 益上の必要」と える。 そうして右の	とする見解は こ対する補助 地方自治 いう辞句 の条文の解釈	はとり難いものであり、 1金の支出を規整する根 5第232条の2にいう「2 4外には存しないものと そして、「公益上の必要
に流れるおそれがないか等の利害得失を比較総合で判断するのが相当であると解する。 B1 大分地判 平成 13年3月19日 (平成10年(行力)7号) 「平成10年(行力)7号) 「中成10年(行力)7号) 「中区の村の設置目的に公益性があり、振興協会に連営形態が条例2条に規定する連屋の村の目的にの会会にあるというへを連営することによりを運営するためには公益性が認められるというべきある。なぜなら、陣屋の村の目的そのものに従って、上のでは会が表生しても、より、陣屋のの健全な経営を容を補填することにより、上のではなく、振興協会にいかなる経営学が発生しても、発生した赤字補填目的の補助金支出に公益性が認められるというものではなく、振興協会が通常の合理的な経営を行ったもかかわらず、経常赤字が発生した場合に認めらるというものであり、振興協会が放漫経営をその学を補填する目的の補助金支出に公益性が認めらるというものであり、振興協会が放漫経営をでの学を補填する目的の補助金支出に公益性があるというものはない。		0.10%)		およを本補方政動活の担ない。	D補助な会 ・得失なる を得失でを をい総るをい判支権の 動は がは、 のを否とは がは、 のを否となる。 のがと のがと のがと のがと のがと のがと のがと のがと	江出が「公益上の必要」(「かの判定は、諸般の必要」(して判断すべく、従ってうな政治的団体に対対がの目的のである。というな政治の目的、趣、資産のという。日的、地、資産のでは、対ける公司、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、
填するために補助金を支出したとしても、原則とて右支出自体には公益性が認められるというべきある。なぜなら、陣屋の村の目的そのものだ従って「屋の村を運営している以上、陣屋の村を運営する。 異協会の経営赤字を補填することにより、陣屋のの健全な維持を図ることができるからである。もっとも、右結論は、振興協会にいかなる経営字が発生しても、不生した赤字補填目的の補助金さいではなく、振興協会が通常の合理的な経営を行っにもかかわらず、経常赤字が発生した場合認めらるというものであり、経常赤字が発生した場合認めらるといいものであり、経常赤字が発生した場合認めらるというものであり、大興協会が放漫経営をその字を補填する目的の補助金支出に公益性が認めらるというものであり、大興協会により経営赤字が増したような場合まで、その増大した赤字部分を補する目的の補助金支出に公益性があるというものはない。	B1	13年3月19日 (平成10年(行		に流れるおそれ て判断するのか 陣屋の村の記 運営形態が条係 するものではな	1がないか等 が相当である 设置目的に公 列2条に規定 ないとすると	の利害得失を比較総合 と解する。 益性があり、振興協会 する陣屋の村の目的に 、挾間町が、振興協会;
字が発生しても、発生した赤字補填目的の補助金出のすべてについて公益性が認められるというもではなく、振興協会が通常の合理的な経営を行ったもかかわらず、経常赤字が発生した場合にその字を補填する目的の補助金支出に公益性が認めらるというものであり、振興協会が放漫経営をすること不合理な経営を行ったことにより経営赤字が増したような場合まで、その増大した赤字部分を補する目的の補助金支出に公益性があるというものはない。		ウ) 7号)		填するために なおも自体が なるするを を有対を のは の健全な維持を の健全な維持を	in 助は を を を を を を を を を を を を を	したとしても、原則と記められるというできるというな益性協会を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を表示を
はない。				字が発生してています。 いではなかはなかはないはないはないはないはないがはないはないはないがはない。 字をといるとではないではない。 とではないないではない。 とではないないではない。 とではないないではない。 とではないないではない。 というないではない。 というないではない。 というないではない。 というないではない。 というないではない。 というないではない。 というないではない。 というないではない。 というないではないではない。 というないではないではない。 というないではないではない。 というないではないではない。 というないではないではないではない。 というないではないではないではないではない。 というないではないではないではないではないではないではないではないではないではないでは	た性性常学生した性性常学生と 、い協、経常があるでは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	赤字補填目的の補助金記が認められるというものの の合理的な経営をそった。 が発生した強性が認められるというの分 が発生に公益性が認められる は協会が放後経営赤字が増 はとによりた赤字部分を補り が大した赤字部分を補り
	B2	最判平成17年	同上	はない。		

説

五.

はなく、その事業それ自体に公益性を認めることは

できない。また、前記事実関係によれば、本件各補助金の交付の趣旨は、県議会議員の職にあった者の

て生じた赤字を補てんするために補助金を交付する ことには公益上の必要があるとした町の判断は、-般的には不合理なものではないということができる。 そして、本件条例が陣屋の村を設置することとし た目的等に照らせば、仮に振興協会による事務処理 に問題があり、そのために陣屋の村の運営収支が赤 字になったとしても、直ちに、上記目的や陣屋の村 の存在意義が失われ、町がその存続を前提とした施 策を執ることが許されなくなるものではないという べきである。そうすると、本件雇用によって赤字が 増加したという事情があったからといって、それだ けで、陣屋の村を存続させるためにその赤字を補て んするのに必要な補助金を振興協会に交付すること を特に不合理な措置ということはできない。 A 市長は、姉妹都市との人的、物的交流の緊密化、 最裁平成17年日韓高速船補助 C 市の経済の発展等を目的として本件事業を提唱し、 11月10日 金訴訟 本件6社に対して本件事業への協力を要請したこと、 (平成13年(行 ヒ) 243号) 市は、本件事業を遂行するため本件会社の設立を主 導し、本件会社の運営や資金の調達等に関して積極 (判例時報1921 的な役割を果たしていたこと、本件6社とCは、市 号 36 頁) の幹部職員から、市が責任を持って対処するので迷 惑を掛けない旨の説明を受けて了承し本件借入金に つき連帯保証をしたこと、市と本件会社は、本件事 業の業績が不振であったことから本件高速船の運航 を休止することとしたが、Aに代わって市長となっ た上告人は、市が上記説明に反して上記の連帯保証 をした者に債務の履行をさせ本件事業の清算に伴う 損失を負担させる結果となることを避け、もって本 件事業を主導した市に対する協力と信頼にこたえる ため、本件第2補助金を支出することとしたことな どの事情が認められるというのである。 このような本件事業の目的、市と本件事業とのか かわりの程度、上記連帯保証がされた経緯、本件第 2補助金の趣旨、市の財政状況等に加え、上告人は 本件第2補助金の支出について市議会に説明し、本 件第2補助金に係る予算案は、市議会において特に その支出の当否が審議された上で可決されたもので あること、本件第2補助金の支出は上告人その他の 本件事業の関係者に対し本件事業の清算とはかかわ りのない不正な利益をもたらすものとはうかがわれ ないことに照らすと、上告人が本件第2補助金を支 出したことにつき公益上の必要があると判断したこ とは、その裁量権を逸脱し、又は濫用したものと断 ずべき程度に不合理なものであるということはでき ないから、本件第2補助金の支出は、地方自治法 232条の2に違反し違法なものであるということは できない 最判平成18年1元県議会議員に (県議会議員の職にあった者を会員とする元県議 係る違法公金支 会議員会の事業を補助するための県の補助金の支出 月 19 日 (平成15年(行 出返還請求訴訟 に関し) 本件各補助金の対象となった事業は、い ずれも被上告人元議員会の会員を対象とした内部的 ヒ) 299 号) な行事等であって、住民の福祉に直接役立つもので (判例時報1925

号 79 頁)

96巻

判 公益 は 助 下 陣 断基準とする旨を示している。 金 資 -級審 屋 性 産 0) 支出 0) を検証するアプロー 判 村 関 決 政 先である主 権 (名古屋高判) 利能 活動状況等 力のない社団) 体 0 チである。 性格や のほか、 であるが、 また、 運営形態を 0) 設置 公益活動 例えば、 補助事業者の目 B1事件 目 的 自 審 の実績 衰 理 「体を審理 Į (大分地判) 2 補 的 公益活 10 助 構 事 掲 子業者自 13 補 動 成 げ 計 る A お 員 助 事 画

2

業者としては公益性がある旨を認定してい

. る。

功労に報いることと、その者らに引き続き県政の発 展に寄与してもらうことにあるということができる が、県議会議員の職にあった者も、その職を退いた もはや県民を代表する立場にはないのである 上記の趣旨により被上告人元議員会の内部的

な事業に要する経費を補助するとしても、県議会議 員の職にあった者に対する礼遇として社会通念上是

認し得る限度を超えて補助金を交付することは許さ れないというべきである。ところが、本件各補助金

の交付は、その金額が平成11年度が450万円、平成 12年度が241万1026円であって、被上告人元議員 会の事業の内容や会員数に照らしても、県議会議員 の職にあった者に対する礼遇として社会通念上是認 し得る限度を超えるものといわざるを得ない。そう すると、本件各補助金の交付につき地方自治法 232 条の2の「公益上必要がある場合」に当たるものと 認めた県としての判断は裁量権の範囲を逸脱したも のであって、本件各補助金の支出は全体として違法

等を

7

は

事件 体

0 補

幹

部

補 助金 の支出 行為自体 0 目 的の公益性

というべきである。

金に るも て、 補 件に Ō) ついても公益性を有すると判断してい 助 不合理 であるか否かを検証するアプロ 金 . お 一の支出行為自 V ても な経営を行ってい 町 体 から委託を受けて施設 0 目 的 ない や趣旨が合理性を保ち公益性 限り、 1 チ る。 である。 赤字補てんを目的 また上 例えば 級審である最 В が とする 事 認 8 6 判 補 13

В

助

お n

助 業者に対する補助 は不合理なものではないと判断している。 の管理運営を行っている補

(3) 補 莇 金 0 支出 行 為の効果の公益性

及 助 ぼ 金 が 7 政 治 14 る 团 か 体 否 0) かという点が 政治活 動資金に流れることなく当該 判断されている。 また、 T 最 体 判であるC 0) 公益

現

7 助

Vi

る

か

否

かとい

3

ŕ

プ

口

1

チ

で

あ

る。 金

例えば

A

事

件に

お 効

Và

活 て 事

学業者

0

活動

の公益的

部

分に補助

が

充当され

公益

的

な

深果を

実

論 説

件においては、 補助金が、事業の清算とは関わりのない不正な利益をもたらす面があるか否かという点が審理され、 議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(二・完)二五

同じく最判であるD事件においては、 補助金の対象事業が住民福祉に直接役立つものであるか否かという点が審理さ

の適法性の判断を行うことを基本的態度としているということができる。 このように判例は、 公益上の必要性について、事件の特性を踏まえ、 上記の三つの判断要素を適用しつつ行政裁量

行政裁量の判断基準の在り方

おり、「『公益上の必要』という表現は、極めて抽象的で外延の広い概念」である。また、 それでは同条の規定により、行政裁量の判断基準は十分に示されているであろうか。A事件の判決が述べていると 同条は自治体からの補助金等の交付という給付行政に係る行政裁量であり、交付の適法性・妥当性については、 同条について留意すべき点

る点である。逆に言えば、このような妥当性確認のプロセスがあるからこそ、法規の文言上は「公益上必要がある場 訴訟制度を活用して追求するという公金支出の妥当性を確認するプロセスが存在することが通常の行政裁量とは異な ①議会による予算の承認、 ②議会による決算の認定、③適法性・妥当性に疑義がある場合には住民が住民監査、住民

合」という広範な規定が定められていることにより、予算化における弾力的な政策判断を可能なものとしてい

な補助金の創設 換言すれば、自治体は、 ・執行が必要な面がある一方で、 毎年度 (あるいは補正予算を含めると単年度に数回) 財務会計上の行為の適正性・適法性を確保する必要があること、 の予算措置において、 柔軟かつ機動的

いう二つの要請を満たす必要がある。この二つの要請の調和点として、現行法文上は「公益上必要がある場合」とい

う極めて抽象的で外延の広い概念が用いられているということができる。 このような事情を踏まえて同条の運用を考えてみると、今日に至るまで、「公益上必要」という文言の解釈につい

ては、 前述の三つの判断要素にみられるように、司法判断における考慮要素はきめ細かいものになってきているとい

うことができる

監査請求や住民訴訟の対象となるものであることという諸般の事情を勘案すると、 置を占めていること、公金支出行為として具体的な対世的効果を伴うものであること、財務会計上の行為として住民 しかしながら、 自治体の行政活動の中で予算措置は最も基本的な活動であること、 同条を巡る解釈について司法統制 補助金交付はその中の主要な位

にのみ解決を委ねることに限界があるのではないかと思量するところである。

通知をあらためて行政裁量基準として検討・整備する等の方法も考えられる。 のではないだろうか。その対応策としては、これまで自治体間で蓄積されてきた実務上のルールを反映した法の運用 このため、 同条の行政裁量に係るより具体的な行政基準を整備することが同条の安定的な運用に資することになる

= 結 論

決は、立法の趣旨及び目的の解釈、並びに地方自治法上の「公益上の必要性」の解釈を巡り、 冒頭で述べたとおり、 筆者は本稿のテーマである平成二八年最判の結論については妥当と考える。ただし、 法制度上の課題を提起

するものであった。

り、その他補助金が黙示的に禁止されているか否か明確に解釈できるような措置 知における考え方の明示等)を採ることも一つの方法であろう。 法一○○条のように立法者意思の解明が困難な事態が生じることを将来的に解消していくためには、 (法文の規定、付帯決議、 法の施行通

前述のとお

制度の安定的な運用を勘案すると、より具体的な行政基準を通知等のレベルで整備する等の方法が考えられる。 また法二三二条の二については、法文上は弾力的な行政裁量の余地を残す必要性が強いことを斟酌するとともに、

換言すれば、 前者は、 政務調査費、 立法者の意思、 立法過程、 及び議員立法の在り方を巡る問題であり、

説 議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(二・完)二六 (第96巻 第十二号 五七

る。このため、筆者としては、これらの関連条文の運用・解釈を巡る議論が今後さらに深められていくことを願うと

ころである。

論 説

議会の会派に対する自治体の補助金に関する考察(二・完)二七

(第9卷 第十二号)

五八

- 9 駒林良則「政務調査費を条例主義化したことの趣旨」『民商法雑誌一五三巻二号』三〇五頁。
- $\widehat{10}$ 昭和五七年(行ウ)三号 判例タイムズ六〇四号一〇〇頁。

櫻井敬子・橋本博之『行政法 (第六版)』弘文堂、二○一九年、一一二 - 一 五頁参照。

 $\widehat{11}$